ハンガリー社会主義憲法史序説(上)

浅 井 幸 男

T

1960年以降,多くの社会主義国は新憲法を制定した。とくに第2次大戦後成立した,いわゆる人民民主主義諸国は,1960年を境いに,それぞれの国に社会主義体制が政治的,経済的,社会的に確立したことを法的に確定するために社会主義憲法を制定した。ことにユーゴスラビアでは,1963年と1974年の2度にわたっている。ユーゴスラビアは,これで戦後通算4度,憲法を制定したことになる。新憲法の制定が早くから論議されながら遅れていたポーランドとアルバニアでも1976年2月と4月に新憲法の制定をみた。そのほか,キューバは本年2月,新生カンボジアは昨年12月にそれぞれ新憲法を制定した。これらの新憲法の特色は,1960年以前の憲法と比べて形式と内容において多様化したことである。

1960年以降,ソ連邦を除く多くの社会主義国において新しい憲法が採択されたことによって、1936年制定のソ連邦憲法は、社会主義国の中でも最も古い憲法となった。ソ連邦でも1959年の第21回臨時党大会で、憲法改正の決議を行い、ついで1962年4月の第6期ソ連邦最高ソビエト第1会期において、「ソ連邦新憲法の起草」に関する決定が採択されて、フルシチョフ首相を議長とする「憲法委員会」ができた。その後、議長はブレジネフ党書記長にかわった。1972年12月のソ連邦結成50周年記念式典で、ブレジネフ書記長は「新憲法草案の作成作業はすでに終わりに近づいており、1976年の党大会以前に大衆の討議にかけられる」と予告した。本年2月24日開かれた第25回ソ連邦共産党大会

で、ブレジネフは新憲法草案についてふれ、「新憲法起草作業が 現在 行われている」が、「社会主義的民主主義の一層の強化と 発展が、 新憲法草案の基本的特徴の一つとなるであろう」と述べた。ソ連邦の 新憲法に ついては、とくに「働く全人民の社会主義国家」(全人民国家)における国家権力の組織形態と国家権力機関の活動形態および 市民の「政治的自由」、「市民的自由」(とくに言論・出版・集会・デモ・結社の自由)などを、どう質的規定するかが注目される。

1918年7月10日に制定されたロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法(以下1918年憲法と略す)から今日までに制定された、いわゆる「社会主義類型の憲法」を年代順に列記するとつぎのようである。

第2次大戦前

- (1) 1918 ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法(基本法)
- (2) 1919 ハンガリー社会主義連邦ソビエト共和国憲法
- (3) 1924 ソビエト社会主義共和国連邦基本法 (憲法)
- (4) ″ モンゴル人民共和国憲法
- (5) 1936 ソビエト社会主義共和国連邦憲法(基本法)
- (6) 1940 モンゴル人民共和国憲法

第2次大戦後

- (7) 1946 ユーゴスラビア連邦人民共和国憲法
- (8) " アルバニア人民共和国憲法 (1950 基本改正)
 - (9) パ ベトナム民主共和国憲法
 - (10) 1947 ブルガリア人民共和国憲法
 - (11) 1948 ルーマニア人民共和国憲法
 - (12) ル チェコスロバキア共和国憲法
- (13) 〃 朝鮮民主主義人民共和国憲法
- (14) 1949 ドイツ民主共和国憲法
 - (15) "中華人民共和国共同綱領(臨時憲法)

- (16) 1949 ハンガリー人民共和国憲法
- (17) 1952 ポーランド人民共和国憲法
- (18) ルーマニア人民共和国憲法
- (19) 1953 ユーゴスラビア連邦人民共和国基本法
- (20) 1954 中華人民共和国憲法
- (21) 1959 キューバ共和国基本法
- (22) パ ベトナム民主共和国憲法
- (23) 1960 モンゴル人民共和国憲法
- 24 ″ チェコスロバキア社会主義共和国憲法
- (25) 1963 ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法
- (26) 1965 ルーマニア社会主義共和国憲法
- (27) 1968 ドイツ民主共和国憲法
- (28) 1971 ブルガリア人民共和国憲法
- (29) 1972 ハンガリー人民共和国憲法
- (30) 〃 朝鮮民主主義人民共和国憲法
- ③1) 1974 ユーゴスラビア社会主義連邦共和国憲法
- 32 1975 中華人民共和国憲法
- (33) ッ ラオス人民共和国行動綱領
- (34) 〃 民主カンボジア憲法
- (35) 1976 ポーランド人民共和国憲法
- (36) パ キューバ共和国憲法
- 37) ″ アルバニア社会主義人民共和国憲法
- (38) // ベトナム社会主義共和国憲法(1976年12月予定)

比較憲法学では、上記の如く 歴史的に展開してきた 社会主義憲法を、「資本主義類型の憲法」に対して「社会主義類型の憲法」と規定する。この類型化の基礎範疇は、一般的には、憲法が依拠する社会経済構造に関連づけられてい
(1) る。また、この社会主義憲法の類型化の試みは、1918年憲法を社会主義類型の

最初の憲法と規定する。この社会主義類型の憲法は、一定の要件を基準として、さらに色々に分類される。たとえば、ハンガリーの法学者コバーチは、それを社会主義国家の発展形態に基づいて分類する。彼の分類を図示するとつぎの通りである。

(1) 社会主義発展の最初の段階の憲法 (1918年憲法から1924年ソ連邦憲法まで) (2) 社会主義発展の第 2 段階の憲法 (1936年ソ連邦憲法) (3) 発達した社会主義の建設と共産主義へ移行期の憲法 (1959年までの東欧とアジア諸国の憲法) (2) 社会主義建設期の憲法 (1959年までの東欧とアジア諸国の憲法) (2) 社会主義建設の東欧とアジア諸国の憲法)

コバーチの分類方法は、憲法の階級的性格、社会主義類型に属する諸憲法の特殊性と多様性(憲法成立の歴史的時期のちがい、社会主義社会への移行の形態と方法のちがい、憲法の成立・発展をめぐる国内的・国際的政治の諸問題によって制約される)を求めることに役立っても、これらの憲法が、とくに史上最初の社会主義憲法たる1918年憲法と1919年のハンガリー社会主義連邦ソビエト共和国憲法(以下1919年憲法と略す)が、それ以前の、主にヨーロッパ諸国の近代憲法と、どのような法的連関構造をもつかについては、明らかにすることはできない。すなわち、法的イデオロギー形態としての憲法を体制の本質としての経済構造に還元する方法によっては「資本主義憲法」と「社会主義憲法」の「階級的性格の相異を明らか」にしえたとしても、その法的連関構造を明らかにすることはできない。「過渡期」憲法としての1918年と1919年憲法が、近代憲法の掲げた諸原理のうち、とくに近代憲法の価値原理たる人間の解放(市民的自由から始まる社会権を含む基本的人権の保障)とそのための権力抑制のた

めの諸機構(とくに組織原理としての権力分立制)を、社会主義革命の過程で、 いかなる形態と内容において止揚し、何を継承したかを明らかにすることこそ 今日比較憲法研究に要請される。

「初期ソビエト憲法学は、独創性 と 柔軟性に富んだ興味深い理論創造の努力を示し」たが、今日までそれが正しく継承されているとはいえない。最近漸く1918年憲法と「初期ソビエト憲法学」の再検討が始められつつある。例えば、クプリッツ(Н. Я. Куприц)の『ソビエト国家法学の歴史から』(Из истории науки советского государственного права, м., 1971 г.)は、初期ソビエト憲法学を再評価した成果の一つである。わが国でも最近相次いで1918年憲法制定段階から戦時共産主義期へ、さらにネップ期の再検討をした実証的、理論的論文がいくつか発表されている。森下論文は未完であるが初期ソビエト憲法理論の再検討を課題とした最も注目される成果である。

本稿は、1919年憲法が「すこぶる独創的におこなわれた」1919年革命の成果であり、史上初めて東欧に登場した社会主義への過渡期の憲法として、東欧社会主義憲法史上特異な位置を占めていることに注目して、1918年憲法を通じて、またそれとの比較において概観してみることにある。

わが国における「1918—1919年のハンガリー革命」の研究成果は、資料的制約から多くはない。とくに革命過程の中で生まれた1919年憲法に関する研究は、今まで全く無視されてきた。最近発表された播磨論文は貴重な成果である。しかし氏自身も述べられているように、これも「きわめて限定された乏しい資料により検討」されたものである。本稿はハンガリー革命に関するこれらの成果に、コバーチ、レボヴィチ等の限られた諸論稿を加えて最初のハンガリー社会主義憲法の特色を抽出したものである。

注(1) Cf. I. Kovács, New elements in the evolution of socialist constitution, Budapest, 1968, p. 119.

⁽²⁾ Cf. Ibid., p. 119, p. 125.

⁽³⁾ 森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開(一)」(『神戸法学雑誌』24巻4号,

1975年3月, 358-359頁参照)。

- (4) 森下, 前揭論文, 358頁。
- (5) クプリッツは、ソビエトにおける法学形成の時期を1917年から1925年とみなして いる (См. Н. Я. Кулриц, Указ. соч., стр. 14-15)。
- (6) そのうち、法理論史と憲法に関するものは、つぎの通りである。 藤田勇『ソビエト法理論史研究 1917—1918』(岩波書店)。 森下敏男「初期ソビエトにおける憲法理論の展開(―)に)」(『神戸法学雑誌』24巻 3 号, 25巻1・2号)。

A. M. レピョーシキン,畑中和夫訳「社会主義国家の最初の憲法」(『立命館法学』 111・112号)。

C. M. ラーヴィン, 浅井幸男訳「ソビエト国家の憲法的原則」(『立命館法学』1111・112号)。

- (7) 『レーニン全集』29巻 (邦訳, 大月書店, 265頁)。
- (8) 斉藤稔「ハンガリー・ソビエト共和国(1919)――その成立と崩壊――」(『歴史研究』244号, 1960年3月)。

南塚信吾「ハンガリー歴史学の現状」(『津田塾大学紀要』 7 号, 1975年)。 南塚信吾「ハンガリー革命の展開――トナーチ権力成立前史――」(『現代思想』 1976年2月)。

- (9) 播磨信義「ハンガリー・ソビエト共和国憲法 (1919年) 序説」(『山口大学教育学 部研究論叢』24巻 3 号, 1975年1月)。
- (10) I. Kovács, op. cit.

М. Ф. Лебович. Советы в Венгрии 1919 г., «Советское государство и право», 1958 г., № 2.

I

第1次世界大戦の最中、腐朽した官僚制度と、封建制の遺物とを持ち、幾世紀もの停滞と無気力にみちていたオーストリア・ハンガリー帝国は崩壊した。 そしてハプスブルク家の寄せ集め帝国の廃墟の上に自立的なブルジョア諸国家がいくつか生まれた。

ドイツ・オーストリアの同盟員の一員として第1次大戦に半ば自動的に参戦 したハンガリーでは、大戦での敗北とそれに伴う国民生活の悪化から、またロ シア革命の鼓舞をうけて、1918年10月30日にブルジョア民主主義革命が起り、翌31日には、早くからハンガリーのブルジョア的民主化を主張していたミハイ・カーロイ(Michael Károlyi)が国王から首相に指名された。カーロイは、すでに10月25日混乱のうちに閉会し、もはや機能を果し得なくなったハンガリー議会に対抗して、カーロイ党、急進党、社会民主党の3党によって「ハンガリー民族会議」を結成し、みずからその議長となっていた。11月16日、ハンガリー議会はその機能を民族会議に委譲して解散した。民族会議は、ここに『ハンガリー共和国』を宣言した。これは旧支配層に代り、ブルジョア=社会民主党連立政権によるブルジョア民主主義革命の勝利を意味した。ミハイ・カーロイ連立政府は、普通選挙制の実施を声明し、政治的自由(言論、出版、集会、デモの自由)を宣言し、8時間労働日を立法化し、非常に限られた範囲ではあったが土地改革についての法律を採択するなど、ハンガリーの民主化に意欲を示した。しかしカーロイ政府は、それらの政策を十分に実施しえず、また当時の経済的崩壊を克服して国内の食料事情を改善するための実際的な方策をとることもできなかった。

大戦末期,ハンガリーでは階級対立が増々尖鋭化し、革命運動は急速なテンポで成長しはじめた。すでに1918年6月18日には、ブタペストでハンガリー最初の労働者代議員ソビエトが生まれた。つづいて11月20日には革命諸グループの代表者会議で『ハンガリー共産党』が結成された。その中核をなしたのは、最初のハンガリー共産主義者サークルの指導者たち、ベーラ・クン(Belá Kun)、ティボル・サムエイ、フェレンツ・ミュンニヒなどであった。ハンガリー共産党は"ブルジョア国家の破壊とプロレタリアートの社会革命"のスローガンをかかげた。

カーロイ政府は、成立に際し当面の課題として7項目の公約を掲げたが、それらはほとんど実現されなかった。ことに公約の柱であった土地改革に失敗し、「独立的企業の社会化」は中止された。加えて敗戦国ハンガリーをおそっていた全国民的な民族的危機への対抗策を講じえず、カーロイ政府の孤立化を

よりふかめた。結局,カーロイ政権下のブルジョア民主主義革命は十分な成果 をあげえなかった。

カーロイ政府に見切りをつけた社会民主党は、共産党が提示した統一綱領の下に、両党の合同を提案した。『ハンガリー社会党』は、こうして1919年3月21日に成立した。同日の夜には革命政府の結成とともに、ハンガリー・ソビエト共和国の成立が宣言された。こうしてハンガリーの勤労者はプロレタリアートの独裁をかなり平和的な方法でもって確立した。ところが勤労者に権力が移った時期は、ハンガリー民族国家の存在そのものをおびやかす帝国主義者の軍事干渉の危険が成熟しつつあった、最も危機的な時期であった。しかも成立したこの社会主義政権を背負って立つべき革命主体はいまだ十分に成熟していたとはいえなかった。ベーラ・クンは社会主義政権成立の背景をつぎのように説明した。

「ハンガリー・プロレタリアートがハンガリー・ブルジョアとハンガリー・ユンカーと交えた闘いの直接的な勝利賞でなく……またプロレタリアートのブルジョアジーとの格闘の成果でもなく……それは、ハンガリー・ブルジョアジーがくたばったという簡単な結果なのである」。

結局,「クンは権力の容易な獲得という妄想にかられていたわけである。かれが権力を掌握したのは、激しい階級闘争によってではなく、民族の誇りが傷ついたという危機の結果」であった。つまり、この革命政権は、国内的には革命主体が十分に成熟しないまま、国際的には国際労働運動の状況が、革命の運命にとって非常に不利な状況の中に誕生したのであった。

注(1) 革命前のハンガリーの政治的・経済的基本構造は、国際的・経済的・民族的な三つの矛盾の中にあった。すなわち、一方においては少数の半封建的大土地貴族とぼう大な零細農・農業プロレタリアートとの鋭い矛盾、他方においては半封建的土地関係を有しているが故の工業の低位性、その故の外国資本に従属し、且つ大土地貴族との緊密な関係をもちつつの早熟なる資本主義の帝国主義への転化――それ故に倍加された矛盾。しかも、これらがマジャール人とオーストリア、ドイツへの従属の下でのハンガリー領内における40~50%を占める非マジャール人への民族支配という民族的矛盾をあわせもっていた。さらに、このような状況を解決する政治勢

力も存在せず, いくつかに分裂していた。

- (2) Michael Károlyi は、ハンガリーの伝統的大土地貴族の1人であったが、二重 王制下諸矛盾の危機の中にあったハンガリーの上からの民主的改革を要求した政治 ブロックの代表者であった。かれは1916年、土地貴族の党――独立党――を脱退 し、カーロイ党を結成し、急進党、社会民主党とともに政治ブロックを結成した。 このブロックのイデオログーは、ブタペスト大学社会学教授のオスカール・ヤーシ (Oscar Jászi) であった。
- (3) 7項目とはつぎのような内容のものであった。
 - 1. 新しい国際情勢を考慮に入れて、講和条約を締結すること。二重王制を最終的に解消し、新しい民族国家とのあいだに友好的な経済的・政治的関係を 樹立すること。
 - 2. 民族問題をウィルソンの原則にもとづいて解決すること。
 - 3. 立法と行政の民主化。
 - 4. 民主的自由の確立。
 - 5. 急進的社会改革の実施。民衆に土地を与え,独占的企業を社会化すること。
 - 6. 封鎖の解除とともに、生産を復興させること。
 - 7. 国内の混乱を収拾すること。
- (4) ハンガリーの民主主義的改革の第1の課題は、徹底した土地改革を実施すること にあった。そのための土地分配法は、ようやく1919年2月16日に公布されたが、そ の時には、すでにその全面的実施を不可能にするような国内状態に至っていた。
- (5) 共産党が提示した統一綱領の内容は、つぎの10項目に要約できる。
 - 1. 階級協調の拒否,労働者・兵士・農民ソビエトを権力機関として確立すること。
 - 2. 祖国防衛主義反対 (プロレタリアートの革命戦争は認める)。
 - 3. ソビエト制度を基礎とした中央集権的共和国の樹立。階級的軍隊の創設, ブルジョアジーの武装解除。
 - 4. 過渡的措置としての生産の労働者統制の実施。
 - 5. すべての土地の国有化,土地分割に反対し,過渡的措置として農業協同組合を設置する。
 - 6. 銀行の国有化。
 - 7. 工業・運輸の国有化と集中。
 - 8. 貿易と大規模商業の国家独占。
 - 9. 労働保護規定の実施。
 - 10. 社会主義的教育の実施。教会と国家との分離。

- (6) М. Ф. Лебович, Советы в Венгрии 1919 г., «Советское государство и право», 1958 г., № 2, стр. 71-72.
- (7) それは連合国によるハンガリー領土の追加割譲要求、ルーマニア軍のハンガリー 領内への殺到、期待していたソ連邦からの援助が与えられなかったこと、などである。
- (8) 当時のドイツ共産党指導者パウル・レヴィの言葉――播磨信義「ハンガリー・ソ ビエト共和国憲法 (1919年) 序説」(『山口大学教育学部研究論叢』24巻3号, 1975 年1月, 49頁参照)。

レーニンは、1919年4月3日のモスクワ労働者・赤軍代表ソビエト総会臨時会議の報告で、ハンガリー革命は「すこぶる独創的におこなわれた」と報告し、ついでその理由を、つぎのように説明した。

「カーロイ……は、自分から辞職してしまった。そしてハンガリアの協調主義者たち――メンシェヴィキとエス・エル――は、ハンガリア共産党のもっともすぐれた指導者のひとり、同志ベラ・クンのいる監獄に出むく必要をさとったのである。彼らはそこへいって彼に言った。『あなたが権力をにぎることになろう!』と。……ブルジョア政府は辞職した。ブルジョア社会主義者であるハンガリアのメンシェヴィキとエス・エルは、ハンガリア・ボリシェヴィキの党に合流して、単一の党を、単一の政府を構成した」(『レーニン全集』29巻〔邦訳、大月書店、265頁〕)。

(9) F. ボルケナウ, 佐野健治・鈴木隆訳『世界共産党史』(合同出版, 78頁)。

1

ブタペスト労働者代議員ソビエトは、1919年3月21日、ハンガリー・ソビエト政府を承認した。政府は29名のメンバーから成り、その党派別構成は、共産党から11名(1名の人民委員と10名の人民委員代理)、社会民主党左派から6名、社会民主党中央派および右派から12名であった。政府の事実上の指導者は外務人民委員の職務についたベーラ・クンであった。革命政府の結成とともに、ハンガリー・ソビエト共和国の成立が宣言された。

革命政権は、ソビエト権力の擁護と強化のためのアッピールや布告などをつぎつぎと発した。3月22日、ハンガリー社会党と革命政府の名でアッピール

《Ko BCEM》が発せられた。これはハンガリー・ソビエト権力の最初の立法的アクトであった。この綱領的文書は、ハンガリーのプロレタリアートは、すべての権力を獲得したこと、その経済政策として大地主のすべての土地、工業、鉱山、銀行および運輸業の国有化を宣言した。つづいて3月26日の法令は、無償で20人以上の労働者を有するすべての工業、運輸業、鉱山の国有化を宣した。この法令の実施によって2万7000の企業が国有化された。4月3日には土地社会化法が公布された。その内容は「100 ホルド(57ヘクタール)以上の地主所有地を、家畜・農具とともに無償で収用して国営農場とし、従来そこで働いていた農業労働者を農業生産協同組合に組織するものであった」。法令の実施によってすべての土地の約55%が国家の手に渡り、1万1000の組合が創られた。そのほか警察・憲兵・旧軍隊の武装解除と、赤色保安機関と赤軍の創設の布

そのほか警察・憲兵・旧軍隊の武装解除と、赤色保安機関と赤軍の創設の布告,勤労大衆の労働条件と生活条件の改善(8時間労働、賃金の25%以上引き上げ、労働者のための住宅の確保、同一労働・同一賃金の実施、児童の労働の禁止など)等の措置が講じられた。

4月2日,革命政府は臨時憲法の公布とソビエトの選挙実施日(4月7日から15日まで)を指示した。臨時憲法は勤労者に広汎な民主主義を認めたが、搾取者と僧職者の投票権を剝奪した。年齢18歳以上の男・女すべての勤労者は、民族と宗教に関係なく選挙権と被選挙権を得た。

この選挙の投票形式として、候補者名簿一覧表が用いられたが、社会党内では党と地方労働組合組織からソビエトへ誰を送るかをめぐる代議員候補名簿作成過程で、共産主義者と社会民主主義者の間で衝突が起った。これが両者の衝突の最初のものであった。

このソビエトの選挙は、ハンガリーの労働者階級と貧農階級にとって歴史上 最初の国家的選挙への参加であった。選挙日には勤労者は休日となった。そし て400万以上の市民が投票した。 ブタペスト市だけでも 約50万の勤労者が参加 した。選挙後の労働者・兵士および農民代議員ソビエトのメンバーの社会構成 についての正確な報告はない。しかし労働者、農村プロレタリアート(日雇農 夫), 貧農階級および中農が圧倒的に優勢であったといわれる。例えば、工業のあまり発展していなかったデブレツェン市ソビエトの代議員の社会構成がそれをよく表わしている。この市のソビエト代議員の総数は210名であったがその構成はつぎの通りであった。

102名——労働者

- 44 ――事務員(商人を含む)
- 20 ――家内工業者と手工業者
- 20 ――農民 (日雇農夫を含む)
- 18 ――赤軍兵士と赤軍民兵
 - 6 ---インテリ

この210名の代議員の中には8名の女性が含まれていた。

1919年6月14日,全ハンガリー・ソビエト大会が開催された。大会は,6月23日に『ハンガリー社会主義連邦ソビエト共和国憲法』(Конституция Венгерской Социалистической Союзной Советской республики) を採択して、プロレタリア革命の結果つくりだされた国家の諸制度を認証した。

憲法は最初の章でつぎのように規定した。

「第1条 ハンガリー共和国ではプロレタリアートは、ブルジョアジーの権力と資本主義的秩序を根絶するため、同時に、社会主義的生産と社会主義的社会秩序を建設するため、みずからの手にすべての権力および自由と権利を獲得した。……」。

「第2条 ハンガリー・ソビエト共和国は、労働者・兵士および農民ソビエト共和国である。

ソビエト共和国は, ソビエトの中では搾取者を認めない。

労働者・兵士および農民代議員ソビエトでは、勤労者が法令を作り、それを執行し、そして、その違反者を罰する。

プロレタリアートは、地方と中央のソビエトを通じて自己のすべての権力を行使する」。

「第3条 ソビエト共和国は自由な民族の自由な同盟である。……」。

ハンガリーのソビエト政権は短命であった。革命の展開過程において、革命 当初にいだかれていた様々の危惧は現実のものとなった。対外的には、連合国 は欧州の心臓部に位置するハンガリーの共産主義化を断固として排撃する態度 を示し、それを実行した。対内的には、政権自身が多くの政治的・経済的失敗 を繰り返した。例えば、そう急に解決を迫られていた農業改革は放置された ままであった。とくに「土地問題に関していえば、カーロイ伯が自らその私有地 の分配を申し出たことを別とすれば, 共産主義が権力を握る以前には、ただ一 つの私有地とて分配されることはなかった。農民たちはそれを待っていた。だ が新体制は農民たちからの期待を奪い去った。大私有地の社会化の布告が出さ れ、それらは国家管理の下におかれた。しかし、適切な人員がまったく不足し ていたため、前所有者ないしはその管理人たちは、ほとんど大私有地で、自分 たちが国家管理人と呼ばれているのを知った。かくてこのソビエト体制では, 私有地はまったくそこなわれないまま前所有者自身の管理にまかされたのであ る。なお悪いことに、大所有地の管理上の困難が以上のような形で解決される と、今度は農民の財産の国有化が政府当局で公然と検討され始めた。 すなわ ち、土地は農民には引き渡されず、国営農場に渡され、その上農民の財産の国 有化さえ考えられたのであった。

3月21日の革命勢力の統一綱領の第5項は「すべての土地の国有化,土地分割に反対し、過渡的措置として農業協同組合を設置する」と定め、つづいて第6,7,8項で「銀行の社会化」、「工業・運輸の国有化と集中」、「貿易と大規模商業の国家独占」を宣した。ソビエト政府は、この綱領にもとづいて行動した。3月22日の《Ko Bcem》を最初に、4月にかけて綱領に規定されたことを実行するための布告を出し、法令を制定した。その内容は、結論的にいえば生産手段の一切の私的所有を一挙に廃止することからなっていた。従って零細工業と手工業作業場も国有化された。商業第2委員のマヘアス・ラコシは、新体制の2日目に、食料雑貨屋、たばこ屋、薬屋をのぞく一切の商店を閉鎖し、たな

卸し目録に先んじてなされるどんな商取引にも死刑が執行されると布告を出した(これは数日後には取り消されたが)。F. ボルケナウはそれを皮肉って,「新しい支配者たちは,子供の砂糖菓子や床屋の香料の国有化が社会主義の大切な任務だと考えていたらしい」と述べている。「この《即座の社会主義》政策の根底には,過渡期の本質に関するソビエト権力の指導者の誤った理解」があったことが数々の事例から認められる。

1919年憲法は第4条で「すべての生産手段……の所有を公的 なものにする……」と規定した(傍点は筆者)。このきわめてラディカルな方策は、逆に生産を減退させる一因ともなった。また、土地が農民に引き渡されず、すべて国営農場に渡されたことは、農民の心に政府の農業政策に対する幻滅を呼びおこし、そのことは農民を労働者階級との同盟に引き入れることの失敗につながった。これは革命を推進する革命主体の一方の勢力を失うこととなり、「大きな政治的誤ちとなった」。

8月1日、ベーラ・クンはソビエトを招集し、そこで次のような宣言をした。

「われわれに自由に使える自覚した革命的プロレタリアート大衆がありさえすれば、プロレタリア独裁は別の最後をとげたはずである……プロレタリアートがその支配を放棄することよりもむしろ死ぬことを望んでいたならば、わたしはプロレタリアートにバリケードを築いて闘うよう望んだだろう。だが、わたしは考えた。大衆がいなくともわれわれだけで築くべきだろうか、と……プロレタリアートはわれわれの支配に満足しなかった。すでにかれらは工場のなかで、われわれのあらゆる扇動にもかかわらずこう叫んでいる。『独裁制を倒せ!』と。……いまやわたしは、わが国のプロレタリアート大衆を自覚的な革命家に教育しようとしてきたわれわれの試みが無駄であったことを認めざるをえない」。

8月1日、ソビエト政権は政権を社会民主党右派のペイドルを 首班 とする 『労働組合政府』に 譲り、その133日の生命を終えた。 注(1) М. Ф. Лебович, Советы в Венгрии 1919 г., «Советское государство и право», 1958 г., No 2, стр. 72-73.

ベーラ・クンは、政府を組織した時、レーニンとの電話連絡で、つぎのように話 し合っていた。

「われわれは政府内で多数を制していないが、しかし私は勝利をおさめるであ ろう。なぜなら、大衆はわれわれを支持しており、ソヴェト大会はひらかれよ うとしているからである」(『レーニン全集』29巻〔邦訳、大月書店、265頁〕)。

- (2) М. Ф. Лебович, Указ. соч., стр. 73-74.
- (3) 斉藤稔「ハンガリー・ソビエト共和国 (1919)――その成立と崩壊――」(『歴史研究』244号, 1960年3月, 18頁参照)。
- (4) См. М. Ф. Лебович, Указ. соч., стр. 74.
- (5) См. Там же, стр. 75.
- (6) См. Там же, стр. 76.
- (7) См. Там же, стр. 79.
- (8) F. ボルケナウ, 佐野・鈴木訳『世界共産党史』(合同出版, 78-79頁)。
- (9) F. ボルケナウ, 前掲書, 78頁。
- (10) М. Ф. Лебович, Указ. соч., стр. 74.
- (11) Там же, стр. 74.
- (12) F. ボルケナウ, 前掲書, 86-87頁。

A. グラムシは 1920年7月3日, 当時のヨーロッパ諸国の革命状況の共通の特徴をつぎのように記した。——A. グラムシ「二つの革命」(邦訳『グラムシ選集』5巻, 合同出版, 119-120頁)。

「ドイツでも、オーストリアでも、バヴァリアでも、ウクライナでも、ハンガリーでも、とのような歴史の展開が実地に見られた。つまり、破壊行為としての革命に、共産主義的な意味での建設的過程としての革命が、つづかなかったのだ。共産党、ブルジョア国家の破壊、強力な労働組合組織、プロレタリアートの武装、このような外的条件はたしかに存在した。しかし、発展と拡大にむかう生産力、経済権力でもって政治権力を実質化しようとする意識的なプロレタリア大衆の意志、工場を新しい国家の細胞にしようとする意志、新しい国家を工場体制の産業的関係を反映するものとして建設しようとする意志、すべてこれらの条件は存在しなかった。そして前者の条件の存在も、後者の条件の不在を救うに十分ではなかったのである」。

1919年『ハンガリー社会主義連邦ソビエト共和国憲法』の特徴を明らかにするには、西欧とも、またロシアとも異なった歴史的・階級的・地理的諸条件の下で制定された1919年憲法が社会主義憲法類型の「起点」としての普遍性と、特殊性をどのような構成と内容においてもちあわせているかを明らかにすることである。1919年憲法の特徴を一口でいえば、それが1918年の『ロシア社会主義連邦ソビエト共和国憲法』に類似した点が多くみられることである。

類似点の第1は、1918年憲法に規定された多くの事項は憲法制定以前に出された布告・決定等を基礎にしたものであるが、この傾向は1919年憲法にも引き継がれている。

B. H. レーニンは第5回全ロシア・ソビエト大会の代議員への呼びかけの中で、「われわれが、いまこの大会にソビエト憲法を提案することができるとすれば、それは、国の津々浦々にソビエトがつくられて、試験されたためにすぎず、諸君がソビエトをつくり、国の津々浦々でそれを試験したためにすぎない。10月革命後半年、第1回全ロシア・ソビエト大会後ほぼ1年にしてはじめて、われわれは、実際にすでに存在しているものを記録することができたのである」と語ったが、これは最初のソビエト憲法に含まれた重要な原則や規定が、第2回全ロシア・ソビエト大会から第5回全ロシア・ソビエト大会の間に公布された法令・布告・決定に基づいて実施された諸措置を、憲法的原則として憲法の中に記録し、確認したものであるという事実を報告したものである。例えば、自然発生的に生まれた「革命機関」たる「ソビエト」は、後に「国家機関」へと転化していったが、それが1918年憲法に記録され、憲法上確認された如くである。

この憲法の条文内容が既に存在しているものの記録であるという憲法論は, ある程度は事実を語ったものではあるが, それよりもこの考え方は, ロシア憲

法に集約されたソビエト憲法学からの近代憲法理論のもとに成立した憲法概念 への批判の基礎となった。近代憲法のもとでは、憲法は成文憲法として制定さ れ、それ故にそれは不磨の大典であり、その憲法によって新たな社会関係が形 成されると考えられた。これに対してソビエト憲法学では憲法は革命によって もたらされた事実関係、既存の権力関係を記録したものにすぎないと考えてい た。実はこの憲法=記録説は、後述する「過渡期国家論」と合体し、近代憲法 の重要な原理たる憲法の規範的性格と最高法規性観念を軽視することを意味し た。さらには、軟性憲法論の実質上の展開となっている。

類似点の第2は、両憲法の全体的構成に類似点を見出しうることである。両 憲法の構成を比較してみるとつぎの通りである。

民の権利宣言(1-8条)

- 第2編 ロシア社会主義連邦ソビ エト共和国憲法の総則(9 -23条)
- 第3編 ソビエト権力の構成(24 -63条)
 - イ 中央権力の組織(24-52条)
- ロ 地方におけるソビエト権力 の組織(53-63条)
- 第4編 積極的選挙権と消極的選 挙権 (64-78条)
- 第5編 予算法 (79-88条)

1918年ロシア憲法(全90条) 1919年ハンガリー憲法(全89条)

第1編 勤労し搾取されている人 第1章 ハンガリー社会主義連邦 ソビエト共和国憲法の基本 原理(1-3条)

> 第2章 ハンガリー社会主義連邦 ソビエト共和国における労 働者の権利と義務(4-14 条)

第3章 ソビエト権力の中央組織 (15-37条)

第4章 地方ソビエトの組織(38 -65条)

第5章 投票権(66-77条)

第6章 予算に関する権利(78-

83条)

第7章 ハンガリー社会主義連邦 ソビエト共和国における民 族の権利 (84-89条)

第6編 ロシア社会主義連邦ソビ エト共和国の国章と国旗 (89-90条)

1918年憲法第1編は、1918年の第3回全ロシア・ソビエト大会で採択された「勤労し搾取されている人民の権利の宣言」を条文化(言葉と叙述の順序を若干かえて)したものである。この「権利宣言」は、革命の基本的成果を総括し、革命政府の基本政策を提示したものであって伝統的な権利宣言とはその内容を異にする。その点では1919年憲法の第1章はこれに照応する内容をなしている。

類似点の第3は、1919年憲法が1918年憲法の基本的主張(特に国家機構の範囲、勤労者の基本的権利と義務の範囲および国家機関の組織について)に類似の多くの基本的主張を含んでいることである。この点を1918年憲法制定過程において戦わされた国家権力の本質にかかわる問題をめぐっての論争を通じて考察してみよう。

E. H. カーは、この論争を次のように要約している。

「憲法の制定は、通常、相争う諸目的の戦場であって、完成した産物は多少ともその面上に闘争の傷痕を残しているものである。ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の最初の憲法制定の背後に横たわっていた論争は、殆んど区別できないことがしばしばあった三つの形態をとっていた。それは、国家権力の弱体化を求める人たちとその強化を求めた人たちとの間の闘争であった。それは、地方当局による権力と主導権の分散を欲した人たちと権威と紀律の中央への集中を欲した人たちとの間の闘争であった。そしてまた、それは、連邦制度を実施しようと努めた人たちとどんな偽装をするにしても『一個不可分の』共和国を樹立しようと努めた人たちとの間の闘

(8) 争であった」。

この論争の背景には、1918年憲法を、つぎのような二つの認識の下に位置づけんとした志向があったことである。第1は、1918年憲法は近代憲法原理の止揚をめざした史上最初の社会主義社会への過渡期の憲法として、それ以前の憲法と本質的に異なる内容をもたなければならないこと。第2は、同時にそれは自らを死滅過程にある過渡期国家の憲法でなければならない、という認識である。例えば、1918年憲法第9条は、「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の憲法

例えば、1918年憲法第 9 条は、「ロシア 社会主義連邦ソビエト 共和国の憲法は、現在の過渡期のために計画され、その主要目的は、ブルジョアジーの完全な破砕、人間による人間の搾取の廃止、階級分裂も国家権力も存在しない社会主義の確立のために、都市および農村のプロレタリアと貧農の独裁を強力な全ロシア・ソビエト権力の形態で樹立することにある」と、ソビエト国家権力の過渡的性格の認識(すなわち「半国家」論)と、同時に国家権力が存続する間はそれは強力でなければならないという矛盾した二重の性格を規定した。

1919年憲法制定過程において、1918年憲法制定過程と同様の論争が行われたかどうかは不明であるが、1919年憲法にも、1918年憲法第9条に相当する規定が冒頭に設けられている。すなわち、第1条はハンガリー・ソビエト共和国を樹立した時点における共和国の歴史的位置と任務、その任務遂行の方法について、つぎのように規定した。

ハンガリー・ソビエト共和国ではプロレタリアートは「ブルジョアジーの権力と資本主義的秩序を根絶するために、同時に、社会主義的生産と社会主義的秩序を建設する」ために、「みずからの手にすべての権力および自由と権利を獲得した」。この確立されたプロレタリア独裁は「一つの階級の搾取と支配のいかなる形態であれ全ての形態を抑圧するための手段にほかならない」。また「いかなる階級をも認めず、また階級支配の本質的道具たる国家権力の存在もまた終らせるような社会秩序の到来を準備するための手段にほかならない」。

この両憲法の中に表明された過渡期国家の二重性, すなわち, 「それ 自身窮

極の死滅への過渡における国家という考え方とブルジョアの敵対を破砕するに十分な力を持つプロレタリア独裁という考え方との底に横たわる衝突は、地方自治と中央集権との間の闘争にも反映した」。

1918年憲法の第10条と第12条との間の含みのある対照的表現は,「討議の激しさを反映したものであろう」。第10条によると,「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国の領土内の一切の権力は,都市および農村ソビエトに組織された全勤労人民に属する」のであるが,それが第12条によると,「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国における最高の権力は全ロシア・ソビエト大会に,また大会と大会に至る期間中は全ロシア中央執行委員会に属する」のである。これに照応する1919年憲法の規定は第 2 条と第15・16条で,1918年憲法とほとんど内容的に同じである。すなわち,第 2 条は,「プロレタリアートは,地方と中央のソビエトを通じて,自己のすべての権力を行使する」と,また第15・16条は,最高権力は全ハンガリー・ソビエト大会によって行使される。ソビエト大会閉会中は,中央執行委員会が代行すると規定する。

この「下からの権力の発生」と「上からの権力の行使」の対立は、人民主権 を採用する憲法では、ほとんど含まれていることであるが、実際には、民主主 義的契機をはらんだ人民主権を貫徹するために、この対立が具体的にどのよう な方式と内容で解決されるかを検討してみることは必要である。

その他の類似点としては、両憲法はともに、近代憲法の組織原理である権力 分立制を否定した。三権のうち、立法・行政の両権を全ロシア・ソビエト大会 と全ハンガリー・ソビエト大会に集中させ、その閉会中は中央執行委員会に代 行せしめた。なお、ロシアの人民委員会議とハンガリーの革命政府が、ソビエ ト大会あるいは中央執行委員会と同様にデクレート(декрет)を発する権限を 与えられていたことは、当時における立法権が必ずしも単一の機関に属してい なかったことを示すものとして注目される。

また、両憲法とも、共に同じ理由から「裁判所」に関する規定を全く欠いて (13) いた。その理由は、当時共に適当な組織形態が形成されていなかったことによ

る。

1936年憲法は、「共産党は、共産主義社会を建設するための闘争において勤労者の前衛隊であり、かつ勤労者のすべての公共的および国家的団体の指導核心をなす」と規定したが、1918年憲法と1919年憲法にはそのような規定は設けられなかった。これは共産党(ロシア)と社会党(ハンガリー)の地位と役割を無視したのではなく、憲法制定過程での他派の反対などを考慮したものである。

- 注(1) 『レーニン全集』27巻 (邦訳, 大月書店, 528頁)。
 - E. H. カーは、それをつぎのように記している。

「新憲法は、新しい統治の形態を創り出すというよりは、むしろ、革命の動乱の余波の中で不統整な発議に基づいて樹立されつつあった諸形態を登録し整序するものであった」(E. H. カー『ボリシェヴィキ革命1917—1923』第1巻〔邦訳、みすず書房、107頁〕)。

- (2) ソビエト権力に関しては、「人民委員会の設立について」「ソビエト権力の充実について」「反革命的活動の試みは、国家権力の機能の横領であることの確認について」「代表委員の質問権について」等の布告・決議がある。経済の資本主義的体制の清算と社会主義経済の組織化にあたってのソビエト国家の活動に関しては、「土地に関する」布告、「労働者統制規則」および「最高国民経済会議について」と「工業と運輸の大企業の国有化について」の布告がある。ソビエトの民族政策および平和と国家の平和的共存の擁護の問題に関しては、「ロシア諸民族の権利宣言」、ウクライナ共和国の独立の承認に関する人民委員会議の決定、「ロシア共和国憲法の基本原則について」と「ソビエト建設の民族政策の承認について」の決定、「平和について」の布告がある。
- (3) ハンガリーの1919年憲法の性格を理解するために、近代憲法理論の初期ソビエト憲法学への継承性について、少し長くなるが、この「注」にて展開してみる。

初期のソビエト憲法学からの近代的憲法概念の批判は、近代的憲法学の成果の全面的・否定的批判を意味していなかったことは、1918年ソビエト憲法制定当時の記録からも推測することができる。当時の代表的憲法学者で、憲法起草委員であったグルヴィッチの『ソビエト憲法史』によれば「勤労し搾取されている人民の権利宣言」を承認した1918年の全ロシア・ソビエト大会においてスヴェルドロフ(Я. М. Свердлов)は、「この宣言は、資本主義社会における個人の地位を定義したフラン

ス革命の宣言の時と同じ方法でもって社会主義社会における働く人が占める地位を のべ、定め」たものであると述べたと記録されており (Г. С. Гурвич, История Советской Конституции, Москва, 1928 г., стр. 4.), また, 1918年7月10日の第 5回全ロシア・ソビエト大会において、憲法草案についての説明をしたステクロフ (Ю. M. CTERJOB) は、その中で1789年の宣言とソビエトの最初の憲法草案とを比 較対照して、「1789年の宣言の偉大な成果を強調した」(Cf. I. Kovács, New elements in the evolution of socialist constitution, 1968, p. 152.).

コバーチは、「最初のソビエト憲法の草案は、意識的に最初のフランス憲法をあ てにしたかどうかの証拠はない。しかし、グルヴィッチが、彼自身の口頭のステー トメントの中で述べたように、彼らはフランス憲法に十分に精通していた。なおそ れ以上に最初のソビエト憲法の草案作成過程において、最初の大ブルジョア革命 の憲法からの背離を一定の論点以上に行う理由は全くなかった」(Ibid., p. 153.)。 「ソビエト憲法 の 採択はつぎのようなことを 意 味 し た。労働者階級の革命的闘争 は、憲法概念の積極的伝統を減退させることではなく、むしろ、事実上それらを導 入した」。事実、1918年憲法を承認した第5回全ロシア・ソビエト大会と、1919年 憲法を承認した ハンガリー・ソビエト民族会議が、「フランス宣言と 共産党宣言と を並べたということは象徴的であった」(Ibid., p. 106.) と 述べている。 そしてコ バーチは、彼の著の「第5部 社会主義憲法の構造 5. 社会主義憲法のもっとも 一般的構成のゲネシス」で、1791年のフランス憲法と1918年憲法の比較対照をつぎ のように試みている (Ibid., pp. 150-151.)。

1791年フランス憲法の体系 1918年ソビエト憲法の体系 1789年8月26日の人間および市民の権 | 序文 利官言 1791年憲法の前文

第2編 王国の区分と市民の身分につ ひて

第1編 憲法の保障する基本規定

第3編 公権力について、一般区分 第1章 立法議会,一般条項 (4) 中央権力の組織 第1節 代議士の数と代議制度の 基礎

第1編 勤労し、搾取されている人民 の権利宣言(1章から4章, 見 出しなし)

第2編 ロシア社会主義連邦ソビエト 共和国憲法の基本原理(全体条 項第5章)

第3編 ソビエト権力の構成 第6章 全ロシア労働者・農民・ 赤軍およびカザック代議員 第2節 予選会、選挙人の選挙 ソビエト大会について

第3節 選挙人会、代議十の選挙

第4節 予選会の趣意と組織

第5節 立法議会に対する代議士 第8章 人民委員会議について 会

第2章 大権, 主権者そして大臣

第1節 王の統治と国王について

第2節 摂政について

第3節 皇族について

第4節 大臣について

第3章 立法権の行使

第1節 立法議会の権能と管轄

第2節 討論(報告書)の形式

第3節 裁可

第4節 立法と国王との関係

第4章 執行権の行使,一般条項

第1節 法令の公布について

第2節 本国政府について

第3節 外交関係について

第5章 司法権について

第4編 軍隊

第5編 予算について 第6編 フランス人民と外国民族との 関係

第7編 憲法の改正手続

第7章 全ロシア・ソビエト中央 執行委員会について

第9章 全ロシア・ソビエト大会 と全ロシア・ソビエト中央

> 執行委員会の管轄事項につ いて

(中) 地方におけるソビエト権力の組 織

第10章 ソビエト大会について

第11章 代議員ソビエトについて 第12章 地方におけるソビエト権

力機関の管轄の対象につい

7

第4編 選挙権と被選挙権

第13章 選挙資格条件についての 規定(見出しなし)

第14章 選挙の実施について

第15章 選挙の検査と取消しにつ いて、および代議員のリコ

ールについて

第5編 予算法について 第6編 国章と国旗

また、バッツェルは、その著『ロシアにおけるソビエトの支配』(Soviet rule in Russia) の中で、1789年と1918年の宣言および共産党宣言と1918年憲法との比 較対照を、内容にしたがって試みているので、今少し長くなるが参考までに示して おく (Cf. W. R. Batsell, Soviet rule in Russia, 1919, p. 44, pp. 65-67.)。

人間の権利・1789年

「人は,自由かつ権利において平等なものとして出生し,かつ生存する。 社会的差別は,共同の利益の上にのみ 設けることができる」

「あらゆる 主権 の原理は、本質的に 国民に存する」

「所有権は、一つの神聖で不可侵の権利であるから、何人も適法に確認された公の必要性が明白にそれを要求する場合で、かつ事前の正当な補償の条件の下でなければ、これを奪われることがない」

共産党宣言――実現されるべき諸 方策のステートメント――

- 1. 土地所有を収奪し、地代を国家の 経費にあてること。
- 2. 強度の累進税あるいは累進所得税。
- 3. 相続税の廃止。
- 4. すべての亡命者および反逆者の財 産の没収。

勤労し搾取されている 人民の権利・1918年

「権力は完全にそして独占的に勤労 大衆に属さなくてはならない」

「中央 と 地方のすべての権力は, ソ ビエトに属する」

「土地の社会化の実現によって,土 地の私有を廃止し,そして無償で勤労 者大衆に与える」

ロシア社会主義連邦ソビエト共 和国憲法

- 土地の社会化の実現によって、土地の私有を廃止し、すべての土地フォンドを全人民の財産とし、これを、平等な土地利用の原理にもとづいて、無償で勤労者にあたえる。(3条〔イ〕)
- 2. 1918年には純粋な共産主義が予見 されていた。それ故に租税について は無関係であった。
- 3. これは一般的教義によって保護される。
- 4. 全体としての労働者階級の利益を 指針として、ロシア社会主義連邦ソ ビエト共和国は、個々のグループ が、社会主義革命の利益をそこなう ように権利を行使するときには、彼

- 5. 排他的な独占権をもった国家資本 による単一の国立銀行をつうじて, 信用を国家の手に集中する。
- 6. 全運輸機関を国家の手に集中する。
- 7. 国有工場と生産用具を増大させる こと。単一の共同計画によって土地 を開墾し改良すること。
- 8. 万人平等の労働義務。産業軍, と くに農耕産業軍の設置。
- 9. 農業経営と工業経営を統合すると (※へ) と。全国にわたって人口の配分をもっと平均化することによって、都市と農村の差異をしだいに廃止すること。

10. すべての児童にたいする公共の無料教育。今日おこなわれている形態の児童の工場労働の撤廃。教育と物質的生産との結合。その他。

- らからその権利を剝奪する。(23条)
- 5. 資本の桎梏から勤労大衆を解放する条件の一つとして、すべての銀行を労農国家の所有にうつすことを確認する。(3条(ホ))
- 6. 全ロシア・ソビエト大会と全ロシア・ソビエト中央執行委員会の管轄には、全国家的意義のすべての問題が属する。(49条)
- すべての国民経済、およびその個個の部門の基礎と一般的計画の制定。(49条〔ヌ〕)
- 8. 社会の寄生的な層をなくし,経済 を組織する目的で,全般的な労働の 義務を実施する。(3条〔へ〕)
- 9. 現在の過渡期において期待される ロシア社会主義連邦ソビエト共和国 憲法の基本的な任務は、ブルジョア ジーの完全なる抑圧、人間による人 間の搾取の撲滅、階級への分裂も国 家権力もない社会主義の確立の目的 で、強力な全ロシア・ソビエト権力 のかたちで、都市と農村のプロレタ リアートおよび貧農の独裁を確立す ることである。(9条)
- 10. 知識を現実にえることを勤労者に 保障するために、ロシア社会主義連 邦ソビエト共和国は、完全で全般的 な教育を、無償で労働者と農民にあ たえることを、自分の任務とする。 (17条)
- (※イ) 共産党宣言は、この諸方策につぎのようなコメントを与えている。すなわち、「もちろん、これらの方策は、国によって異なるであろう。しかし、最も進歩した国々では、次にあげる諸方策がかなり全般的に適用できるであろう」(『マルクス・エンゲルス8巻選集』2巻,86頁)。
- (※ロ) 1918年憲法の各項の末尾の条文数の明示は筆者による。

- (※ハ)「全国にわたって……」以下の文章は、1888年の英語版による。それ以外の版は、「都市と農村の対立(または差異——(1872, 1883, 1890年の各版では、「対立」のかわりに「差異」を用いている。——筆者〕)をしだいに除去するようにつとめること」となっている。
- (4) 憲法の規範性と最高法規制観念の軽視は、現実の革命過程や権力作用過程が憲法 規範を通じて行われることを無視するか拒否することを認めることになり、そのこ とは、遂には権力の恣意的発動と「ソビエト民主主義」の自壊作用をまねく可能性 があった。スターリン体制下のソビエト国家の現実は、そのことを示した。
- (5) Cf. I. Kovács, op. cit., p. 118.

1918年憲法が軟性憲法であるというのは、一般に硬性・軟性の標識とされる憲法改正の難易度によるのではなく、過渡期の国家(「死滅するはずである国家」あるいは「死滅すべき国家」)の一時的憲法であることに由来する。1918年憲法と1919年憲法(1924年憲法も同様であるが)は、ともに憲法改正に関する独立規定条項を設けず、1918年憲法では、全ロシア中央執行委員会と全ロシア・ソビエト大会の権限条項の中で、「……憲法の承認、改正および増補」(49条〔イ〕)、「ソビエト憲法の基本原則の制定、増補および改正」(51条〔イ〕)と規定するのみである。これに対して1936年憲法は、第13章を「憲法改正の手続き」として、「ソ連邦憲法の改正は、ソ連邦最高ソビエトの両院のそれぞれにおいて、3分の2以上の多数決で、可決されたソ連邦最高ソビエトの決議によってのみおこなわれる」と規定した。1919年憲法は、全ハンガリー・ソビエト大会が行う事項の一つとして、「憲法の制定と修正」(16条〔1〕)と規定した。しかし全ハンガリー中央執行委員会にはこれに関する規定はない。なお、1918年憲法は、憲法制定の翌年の1919年の第7回全ロシア・ソビエト大会以後、1920年、1921年と、憲法の改正または増補を行なっている

- (6) 「ソビエト憲法のきわだった特色は、そのいちじるしい弾力性にある。……非硬性の根本的原因、すなわちソビエト政治の基本的性格から発する causa causans (第1の原因)は、憲法が現存の政治的装置を法的に結晶させると同時に要請の変化や事情に適応した国家機構のさらにいっそうの制度的発展の土台を構成する手段であり、——このようなものとして奉仕するにすぎず、決して奉仕されたり、あがめ奉らるべきものではないという、憲法の概念にほかならない」(J. タウスター、前芝・川口訳『ソ同盟における政治権力 I ——1917—1947——』〔岩波現代叢書、27-28頁〕)。
- (7) C. M. ラーヴィン, 浅井訳「ソビエト 国家の憲法的原則」(『立命館法学』111・112号, 142頁参照)。
- (8) E. H. カー, 前掲書, 109頁。
- (9) E. H. カー, 前掲書, 112頁。

- (10) E. H. カー, 前掲書, 113頁参照。
- (11) E. H. カー, 前掲書, 114頁参照。
- (2) 1918年憲法第38条は「この任務の遂行において、人民委員会議は、布告、命令、訓令を公布し、また一般的に、国家生活の正当なかつ速かな進行のために必要である、すべての処置をとる」と、また、1919年憲法も同様に第27条で、革命政府は、「布告を発することができる。一般的に、国務の迅速な処理のために必要なすべての権力を有する」と規定した。なお、1936年憲法では、人民委員会議(大臣会議)の立法権を否定し、全国家体系において、立法・行政・司法の機能分化を確立したことは、それまでの憲法と比べて、この憲法の特徴である(谷川良一『ソ連邦憲法と立法、行政、司法』(置ケ関出版、22-26頁参照))。
- (3) もっとも、ロシアにおいては、10月革命の直後、すなわち1917年12月5日付の人民委員会議デクレートが発せられ、これにもとづいて当時は裁判が行われていたものと思われる。しかし、ロシアにおいて司法制度の一応の整備がみられるのは1922・23年においてである。なお、両憲法は、ソビエト大会の管轄事項として、1918年憲法は「裁判所構成法」(49条〔カ〕) 1919年憲法は「裁判の組織」(16条〔16〕) と定めているが、その具体化規定はない。1924年憲法は、第7章を「ソビエト社会主義共和国連邦最高裁判所について」として、最高裁判所が中央執行委員会の下に設置されたが(43条)、これでは司法権の独立を保障したものとはいいがたい。

2

一般に、憲法の規定の構成と展開は、国家発展の段階に照応するものである。1919年憲法の採択は、「社会主義憲法のシステムと構造の発展において画期的なできでとであった」。革命の時期を若干異にする両憲法の間には、革命によって獲得した経験の差がそのまま憲法に反映されている点がいくつかみうけられることである。

第1に、1918年憲法に比べて1919年憲法には、経済管理の最高機関に関する 詳細な規定(第33条一第37条)が設けられていること。第2に、民族問題解決 のために採用された連邦形態についての詳細な規定(第7章、第84条一第89 条)が掲げられていること。さらに第3には、地方ソビエトの組織構造と作用 に関して、広範囲にわたる規定(第4章、第38条一第65条)が定められている ことである。 第1の,経済管理の最高機関に当るものは,通常,外国の省庁にあたる人民委員会の一つである「最高国民経済会議(BCHX)」である(第33条)。BCHXは憲法採択まで活動していた調達,財政,労働,社会主義的生産の各人民委員部を発展的に解消し,統一したものである。BCHXは,主に(a)生産,原料,外国貿易の一般的監督,(b)農業と家畜の飼育,(c)工業生産の技術的監督と企業の管理,(d)財政,(e)食料供給,(f)貿易,(g)組織と経済的統制,(h)労働の部門から構成されており(第35条),その権限は「商品の生産と分配の中央監督,経済生活に関する布告の発布と執行,生産と分配の組織の技術的経済的統制」(第34条)にある。

第2については、1919年憲法第2条が「ソビエト共和国は、自由な民族の自由な同盟である」と定めたのをうけて、憲法は「民族の権利」の一章(第7章)を設けた。ハンガリーの諸民族は、「十分な人口と経済力をもった解放された領土の形成、すなわち、ハンガリー社会主義連邦ソビエト共和国と同盟関係をもった独立したソビエト共和国の形成」の権利を有すること(第86条)。一定地域におけるある民族の民族郡ソビエトは、ソビエト制度の結果として、その地方の労働者によるその地方の行政を自律的につかさどると規定した(第85・86条)。また、「民族の権利に関する憲法の条項は、利害関係を有する民族の労働者民族ソビエトの同意なしには修正することができない」(第89条、傍点は筆者)とも規定した。これらの規定は、1918年憲法が、ソビエト共和国の基礎は、「自由なる諸民族の自由なる同盟」にある旨を宣言しつつ、「ロシアのすべての民族の勤労階級の真に自由で自発的な、したがって、完全でしっかりした同盟の実現につとめる」(傍点は筆者)との規定に比べて、より具体的・積極的であった。

第3の地方ソビエトに関しては、1918年憲法は、憲法制定当初、第53条から第63条にわたって地方ソビエトの組織構造と機能に関する規定を設けていたが、その後の第7回、第8回、第9回の全ロシア・ソビエト大会において多数の増補を行い、順次充実した。それは外国干渉と経済危機から進められた極端な中

央集権化に対する、下級ソビエト権力のはげしい 批判に対して、「地方自治を確保しながら、同時に行政の全国的統一を確保するため、『二重の従属』の原則を確立した」ことによる。これに対して1919年憲法では制定当初から、第4章「地方ソビエトの組織」に、第38条から第65条の23ヵ条にわたり、かなり詳細な規定を設けるとともに、内容的にも地方自治を積極的に保障したものであった。たとえば、憲法は、村・市・地区・郡ソビエトが、「夫々の領域内に住む勤労住民の物質的福祉をぜひとも発展させ且つ知的水準をたかめる」(第48条)ための権限と任務をもつことを、第48条から第58条にわたり規定した。また民主主義的な地方行政を保障する制度として、上級機関の布告の実際的価値の有無を各ソビエトは観察すると同時に、その布告に誤りがある場合には、上級機関の意見を聞くか、または新しい提案を行うことができるとした(第52条)。さらに、行政機関への苦情申立制度(第63条)も設けられた。

社会主義革命は、社会主義のもとでの支配的な経済制度を確立し、保護し、発展させなければならない。新しい社会主義的生産関係を確立するための第一歩は、主要な生産手段・用具の私的所有を廃止し、その社会的所有を確立することである。1918年憲法第3条は、土地その他の農業における基本的な生産手段の国有を宣言し、工業と運輸部門の国有の方向を示し、銀行の国有を宣言し、旧政府の内外債の破棄を表明した。1919年憲法も新しい所有関係形成のための規定を設けた(第4・5条)。その規定の内容はきわめてラディカルなものであった。すなわち第4条は、財産の対象の列挙なしに、「すべての」生産手段を勤労人民の所有に移す意思であると宣言した。それと同時に、生産量が小事業の生産量を越える農業、工業、鉱山業、運輸工業を公的所有へ移管することも宣言した。その後、銀行と保険会社も移管された。このように、1919年憲法は、「所有の対象の基準よりも、むしろ経済活動の基準によって、国家的所有の対象の範囲と、そして、それらの公的所有への移管」を示したといえる。注(1) I. Kovács, New elements in the evolution of socialist constitution、1968、p.

153.

- (2) Cf. Ibid., p. 144, p. 153.
- (3) 1918年憲法では、憲法制定当初、11の人民委員部の設置を定めた第43条の冒頭に「最高国民経済会議」が記されているが、その構成や、活動範囲、権限については、ソビエト大会の決定に委ねられていた。ところが最高国民経済会議のグラフク(産業別総管理局)の管理の極端な中央集権化が地方自治の侵害との批判をうけ、第7回と第8回の全ロシア・ソビエト大会の決定と憲法の増補によって、その是正が講ぜられた。1919年憲法の場合には、その政権が短命であったことから、憲法上の規定の運用上の成果は、ほとんど見極めることはできない。
- (4) 稲子恒夫『ソビエト国家組織の歴史』(日本評論社,29頁参照)。
- (5) 当時のハンガリーでは土地改革問題は緊急の課題であったにもかかわらず、憲法規範としては何らの規定も設けられなかった。したがって、第4条の「すべての生産手段」の中に土地(農地)が含まれているかどうかは、明確ではない。播磨氏は、否定的見解である。しかし、コバーチは、農地を含むのではないかという見解を示している。
- (6) I. Kovács, op. cit., p. 232.

3

最後に、1919年憲法の人権規定について概観したい。一般に新しく創造された社会での人権は、当然にそれを支えるそれぞれの国の権力と所有関係の変革と無関係に論じることはできない。1918年の「勤労し搾取されている人民の権利宣言」は、「権力と所有関係の社会主義的変革の大綱を確定したものである。ブルショア革命における『人権宣言』も、自由・平等・所有権という人権=自然権を基礎とした権力の権成原理をうちだしており、そうした形で権力と所有関係の基本的なあり方を規定している」ことは、その内容から明らかである。そこから、それぞれの国の歴史的発展段階に規定された革命の諸課題が、その国における人権確立の課題として、憲法規範化されている。たとえばロシアの「1917年の革命では、革命の第1段階(2月革命)から第2段階(10月革命)への発展が、急速な連続的発展・転化のプロセスとして実現した。だが、それが急速で連続的な発展であったということから当然に推量されるように、プロレタリア革命としての革命の第2段階は、ブルジョア民主主義革命としての革

命の第1段階の実現すべき諸課題を変容した形でそのなかにかかえこむものとならざるをえなかった」。それを人権確立のレベルでいえば、第1段階の政治的課題は、「人権カテゴリーの普遍的成立をこそ基本的内容とするものであった」が、その第1段階の第2段階への急速な転化によって、第2段階本来の人類史的課題=人間の解放の課題の解決を、市民の権利の展開を十分に見ることなく、すなわち、市民的な自由と権利を真正面から否定する形で行わざるをえなかった。このような「人権の否定とプロレタリアートの階級的権利の確立」を制度的にもっとも直接的に表現したものは、生産単位原則(農村では地域単位)による公開投票の間接・不平等選挙、一定の階級・階層からの選挙権の剝奪という方法であった。

権力形成の面における搾取者階級の抑圧,階級的不平等の強制は,もとより 選挙権の問題に限られない。1918年憲法が,第13条から第17条にわたって規定 する「良心の自由」「表現の自由」「集会の自由」「結社の自由」および「教育 をうける自由」は,階級的不平等=勤労者の階級的権利の形成を具体的形態で もって表現したものといえる。

ロシア革命におけるこのような経験は、ハンガリー革命でも踏襲された。レーニンが選挙制限の問題は、「ロシア革命の特殊な条件、ロシア革命の発展の特殊な道」と記したが、ロシア革命とほとんど同じ歴史的条件にあったが、「平和的」で「独創的」であったハンガリー革命でも、ロシア同様に選挙権の制限、階級的不平等=勤労者の階級的権利の形成現象を生んだ。

1919年憲法第5章は、第66条から第77条にわたり「投票権」に関する規定を設けた。これは新しい権力を形成する階級と、その形成の方法を定めたもので、内容的には1918年憲法とほとんど変わらない。

つぎに第2章には、第4条から第14条にわたって「労働者の権利と義務」を 掲げた。これを内容にしたがって整理すると次の四つに分けることができる。

第1は,第4条と第5条に規定された新しい所有関係に関するものである。 第2は,第6条と第10条に規定された「社会=経済的権利」である。すなわち 第6条の「労働の義務と権利」と、第10条の教育文化条項である。第3は、「自由権」を中心とした勤労者の政治的諸権利である。すなわち「意見発表の自由」「出版の自由」(第8条)、「集会・行進の自由」「結社の自由」(第9条)、「良心の自由」「宗教の自由」(第11条)に関する規定である。むろんこれらの自由権的権利の主体が労働者または労働者と農民であることは1918年憲法と全く同じである。第4は、第14条にきわめて詳細・具体的に「少数民族」の権利が掲げられている。それ以外には、第12条に勤労外国人の権利、第13条に外国人革命家の避難権を定めている。

1919年憲法のこれらの権利規定を1918年憲法のそれと比べて、特に目にとまるのは、1919年憲法に「社会=経済的権利」が設けられたことである。

その第1は、第6条の「労働の義務と権利」条項である。1918年憲法が「社会の寄生的な層をなくし、経済を組織する目的で、全般的な労働の義務を実施する」(第3条〔へ〕)。「ロシア社会主義連邦ソビエト共和国は、労働を共和国のすべての市民の義務であるとみとめ、『働かざるものは、くうべからず』というスローガンをかかげる」(第18条)と「労働の義務」のみを規定した。これに対して、1919年憲法第6条は、「ハンガリー・ソビエトでは働く者のみが存在する(生存の権利を有する――筆者)。ハンガリー・ソビエトはすべての者に対して義務労働を命ずる。それ故に他方では、労働の権利を確立する。病弱者および働くことを欲しながらも国家がその者に仕事を与えることのできない者は、国家の保護をうける」と、労働の義務と同時に労働の権利および病弱者等の国家による保護を規定した。この規定は、ハンガリーにおいていまだその権利が保障されるにいたっていないが、新しい権力が、その保障を志向していることを憲法典に掲げたものと思われる。

第 2 は、教育請求権についての規定である。この権利に関する 1918 年憲法の規定はつぎのようである。

「知識を現実に得ることを勤労者に保障するために,ロシア社会主義連邦 ソビエト共和国は,完全で全般的な教育を,無料で労働者と農民にあたえ ることを、自己の任務とする」(第17条)。

この規定には帝政時代の教学一致の原則の廃止(第13条)が加味されている。また、この第17条の規定は、一般条項に含まれていたけれども、具体的には、教育権のわく組みの中での国家の重要な文化的目的の一つを簡潔に表明したものであった。それのみでなく、実際にソビエト国家の発展の最初の段階における、もっとも広汎な文化的機能を果すことのできた根拠規定となった。

このロシアにおける経験は、ハンガリーでも、ほとんど同じように 現われた。すなわち1919年憲法は、教学一致の原則の廃止(第11条)をうたい、ついで「ハンガリー・ソビエトはブルジョアジーの教育上の特権をなくし、労働大衆のための真に教育の習得の可能性を開く。このために、労働者と農民のための高い水準の学識を確保するため、無料の教育を保障する」(第10条)と規定した。さらに憲法が民族問題に強い関心を示した証拠として、第7章「民族の権利」において、共和国の領土に住むすべての民族は、「自身の言語を自由に使い、自らの文明を奨励発展させることのできる」(第84条)こと、各民族郡ソビエトは、自地域内の教育および教授を自律的につかさどる権利を保障されている(第86条)ことを定めた。

- 注(1) 藤田勇「ロシア革命と基本的人権」(東大社研編『基本的人権』3,1968年,東大 出版会所収,301頁)。
 - (2) 藤田, 前掲論文, 304頁。
 - (3) 藤田, 前掲論文, 304頁。
 - (4) 藤田, 前掲論文, 301頁。
 - (5) 「このプロレタリア独裁のもとでの新しい権利の体系は、階級的対立のなかに位置づけられた労働者の階級的権利としての性格をもたざるをえない。もちろん、このことは、『個人の権利』がそこでは無視されるということを意味しない。そこでは、労働者諸個人の権利が、なによりもまず、階級の成員としての権利、階級的支配の確立と社会関係の社会主義的再編成への労働者諸個人の参加の権利としてあらわれるという意味で、階級的性格をもたざるをえない、ということを意味するにすぎない。そのような階級的権利の確立がかれらの人間的解放の第一歩をなすのである」(藤田勇「社会主義社会と基本的人権」〔東大社研編『基本的人権』1、東大出

版会所収, 354頁))。

- (6) 『レーニン全集』29巻 (邦訳, 大月書店, 253頁参照)。
- (7) 選挙権・被選挙権に関する革命前の各党派の見解はつぎのようであった。1918年 10月8日のハンガリー社会民主党アッピールは、「普通・秘密、婦人参政権」を、1918年10月26日のハンガリー民族会議の「ハンガリー人民へ!」の宣言は、「普通・平等・秘密・婦人参政権による総選挙」を掲げた。しかし、1918年11月24日設立のハンガリー共産党の社会主義権力樹立の綱領、1919年3月11日の社会民主党と共産党の合同によって設立された社会党の綱領には、選挙権に関する項目は見当らない。

| (8) | 1, 1 | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----------|----------------|-------|------|----------------|----------------|-------|----------|----------|-----------|----------|-------|-------|
| 0) | 項目 条文 | 人種的·民族的平等 | 労働の権利 | 社会保障 | 教育をうける権利 | 選挙·被選挙権 | リコール権 | 言論・出版の自由 | 集会・行進の自由 | 結社の自由・団結権 | 良心・信仰の自由 | 労働の義務 | 兵役の義務 |
| | 1918年 憲 法 | 22 | | | 17 | 64 65 | 78 | 14 | 15 | 16 | 13 | 18 | 19 |
| | 1919年 憲 法 | 14 84 89 | 6 | 6 | 10 84 86 | 66 67 68 | 77 | 8 | - (| 7 | 11 | 6 | |

- Cf. I. Kovács, New elements in the evolution of socialist constitution, 1968,
 p. 269.
- (10) Cf. Ibid., p. 272.
- (11) Cf. Ibid., p. 272.

V

1919年 5 月29日,レーニンは「ハンガリーの 労働者へのあいさつ」で,「ハンガリーのソビエト権力は生まれてまだ 2 ヵ 月あまりにしかなりませんが,組織性の点ではハンガリーのプロレタリアートはすでにわれわれを追いこしたようです。……なぜなら,ハンガリーでは住民の一般的な文化水準はより高く,

つぎに……工業労働者の占める割が、はるかに高く……、最後に、ソビエト体制への、プロレタリアートの独裁への移行も、ハンガリーでははるかにたやすく平和的におこなわれたからです」。したがってハンガリーは「ソビエト・ロシアよりもいっそうすぐれた模範を世界にしめしました」と、ハンガリーの将来に多大の期待を示した。ところがハンガリーの社会主義政権は133日の短命に終わった。

ハンガリー・ソビエト共和国崩壊の真因は、いくつも挙げることができる。社会民主党との無原則な合同(ベーラ・クン、ベーラ・サーントー)、農民の敵意(サーントー、レボヴィチ)は有力な見方である。レボヴィチは、「憲法の中に、ハンガリーにおける社会主義革命の大きな誤りの反映を発見した」。それはプロレタリア独裁体制の中での前衛的共産党の意義と役割を強調しなかったこと、労働者と勤労農民との強固な同盟の確立の課題を提起しなかったことにある、と主張した。また、グラムシは、「国民的な性格をそなえてハンガリーに生れたソビエト権力は、その精力の大部分を国境問題に捧げねばならなかった。それゆえ、国家組織を創設し、労働者および農民の間に具体的に共産主義的な意識を呼び起す時間をもつことができなかったし、実際もたなかったのである」と述べている。

1919年のハンガリー・ソビエト共和国の崩壊の真因が、いずれにあるにせよ、グラムシがいみじくも「しかし、ハンガリー・ソビエトはハンガリーの労働者にとっても、確かに無駄に存続したのではなかった」と記した如く、問題はハンガリーの戦後史の中で、これらの経験がどのように生かされているかにある。1949年8月18日のハンガリー人民共和国憲法前文は、「数十年にわたる闘争によってきたえられたハンガリー労働者階級の指導のもとに、1919年の社会主義革命の経験をもつわが人民は、……ハンガリー勤労人民の権力と自由を擁護し国の独立をまもり、どのような形をとったものであろうと人間の搾取とたたかい、そして社会の力を社会主義の建設に組織する」と、その決意を表明した。1972年4月19日の改正憲法は、この決意をそのまま受け継いだ。今年は

またハンガリー動乱20周年にあたる。ハンガリーは、東欧諸国のなかで自由化の先端を切る国とされている。1968年の経済改革、それと並行して、複数立候補制の導入、地方評議会の権限拡大、民権尊重を強調した法改正など、経済・政治面における分権化政策が進められている。これは徐々にではあるが「人間の額をした社会主義」の建設をめざしたものである。1972年4月19日の憲法の大改正はその一里塚を示したものである。次稿では、ハンガリーの自由化・分権化の観点に立って、戦後のハンガリー憲法史を検討してみることにしたい。

- 注(1) 『レーニン全集』29巻(邦訳, 大月書店, 390-394頁参照)。
 - (2) ベーラ・クン「独裁の樹立における党の役割 (1920年)」, ベーラ・サーントー 「ハンガリア評議会共和国崩壊の真因 (1919年)」(中村文夫編『第三インターとヨ ーロッパ革命』(紀伊国屋書店所収, 224-233頁参照)。
 - (3) См. М. Ф. Лебович, Советы в Венгрии 1919 г., «Советское государство и право», 1958 г., № 2, стр. 78.
 - (4) グラムシ「ハンガリー・ソヴェト」(石堂清倫編『グラムシ問題別選集』3, 現代 の理論社所収, 101頁)。
 - (5) グラムシ, 前掲論文, 103頁。